

刑法 出題趣旨

第1期

経験約15年の山岳ガイド及びガイド見習いが、登山客2名を同行して登山中に、天候が急変して、登山客2名が低体温症で死亡するという事案である。保護責任者遺棄致死罪の成否、共犯関係の形式・成否などを検討する。

第2期

ホテルのフロント受付係Xが宿泊客から高級腕時計を預かったが中古屋に売却し、その翌朝、別のフロント受付係Yが宿泊客からの返還要求を拒絶するという事案である。Xの罪責では、①腕時計の占有、②腕時計の保管に関する委託信任関係、③窃盗あるいは業務上横領、背任の成否、などを検討する。また、Yの罪責では、①詐欺罪の成否、②犯人隠避罪の成否、②Xとの共犯関係の形式・成否、などを検討する。

第3期

難治性疾患に罹患した幼児の父母が、非科学的な力により難病を治療する能力があると標榜する者と知り合い、その者の指示により医学的治療を受けさせなかったことにより、幼児が死亡した事案であり、最高裁判所第二小法廷令和2年8月24日決定の事案を参考にして作問している。①殺人罪あるいは保護責任者遺棄致死罪の成否、②間接正犯あるいは共犯関係の形式・成否、などを検討する。

第4期

母親が長男（13歳、中学2年生）に百貨店から財布の窃取を命じたところ、長男は財布とチョコレートを窃取し、長男は百貨店を出たところ警備員から追走され、警備員に加療約1週間の傷害を負わせた事案である。長男の罪責では①事後強盗罪の成否、②責任能力の有無、母親の罪責では①事後強盗罪の成否、間接正犯あるいは共犯関係の形式・成否、③共謀の射程、などを検討する。

第5期

暴力団内部で、組長が、組の方針に従わない幹部への制裁（傷害、監禁）を、若い衆2名に命じたところ、若い衆1名が幹部との諍い中に出刃包丁で刺し、自動車で組事務所に運搬中に幹部が死亡した事案である。若い衆2名について、①出刃包丁で刺したことにつき正当防衛の成否、②運搬中に死亡したことにつき殺人罪の成否、などを検討する。組長について、①共犯関係の形式・成否、②共犯と錯誤、などを検討する。